

※「KT バランスチャート」および「KTBC」は、特定非営利法人口から食べる幸せを守る会の登録商標です（商標登録第5947805号，5947806号）。

※ KT バランスチャートを臨床において利用される場合は許諾申請の必要はありません。使用の際は、評価基準一覧の内容・文言を改変しないこと、「KT バランスチャート」もしくは「KTBC」の名を明記するようお願いいたします。

※ KT バランスチャートの「評価基準」の書籍・雑誌ならびにWeb ページでの無断転載を禁じます。転載をご希望の場合は、下記あてにご連絡ください。

医学書院総務管理部出版総務課 著作権係

TEL 03-3817-5722 pa@igaku-shoin.co.jp

KTバランスチャート評価基準一覧【小児版注釈】付き

出典 金志純，浅野一恵：小児・発達期嚥下障害児(者)の食支援をサポートする KTバランスチャート小児版注釈の開発. 週刊医学界新聞，第3360号，p.3，2020.

評価	①食べる意欲
1	促しや援助しても食べようとしない
2	促しや援助で少し食べる
3	促しや援助で半量食べる
4	促しや援助でほとんど食べる
5	介助の有無に関わらず食べようとする，食べたいと意思表示する

評価	②全身状態
1	発熱があり，意識レベルは不良
2	発熱があり，たびたび治療が必要となる
3	1 カ月に1-2回 37.5℃以上の発熱があり，治療を要することがある
4	1 カ月に1-2回 37.5℃以上の発熱があるが，とくに治療をしなくても解熱する
5	発熱はなく，意識レベルは良好

評価	③呼吸状態
1	絶えず痰貯留があり，1日10回以上の吸引が必要
2	痰貯留があり，1日5-9回の吸引が必要
3	痰貯留があり，1日5回未満の吸引が必要
4	痰貯留があるが，自力で喀出が可能
5	痰貯留や湿性嚙声がない

評価	④口腔状態
1	口腔衛生が著しく不良で，歯や義歯に歯科治療が必要
2	口腔衛生が不良で，歯や義歯に歯科治療が必要
3	口腔衛生は改善しているが，歯や義歯の治療は必要
4	口腔衛生は良好だが，歯や義歯の治療は必要
5	5 口腔衛生は良好で，歯や義歯の治療は必要としない

評価	⑤認知機能(食事中)
1	食事中の認知機能が著しく低く、覚醒レベルも低く、全介助が必要
2	食事中の認知機能が低く、全介助が必要
3	食事中の認知機能が低く、一部介助が必要
4	食事中の認知機能は概ね保たれているが、介助を必要とすることがある
5	食事中の認知機能は良好で、介助なしで食事摂取可能

評価	⑥咀嚼・送り込み
1	食べるための口・舌・頬・あごの動きのすべてがかなり困難 または経口摂取準備期
2	食べるための口・舌・頬・あごの動きのいずれかがかなり困難 または嚥下機能獲得期or捕食機能獲得期
3	食べるための口・舌・頬・あごの動きのいずれかが困難だが、何らかの対処法で対応できる または押しつぶし機能獲得期
4	食べるための口・舌・頬・あごの動きのいずれも概ね良好 またはすりつぶし機能獲得期
5	食べるための口・舌・頬・あごの動きのすべてが良好

評価	⑦嚥下
1	嚥下できない、頻回のむせ、呼吸促迫、重度の誤嚥
2	嚥下は可能だが、むせや咽頭残留、呼吸変化を伴う
3	嚥下は可能だが、むせ・咽頭残留・複数回嚥下・湿性嚙声のいずれかを伴うが、呼吸変化はなし
4	嚥下可能で、むせはない、咽頭残留はあるかもしれないが、処理可能、良好な呼吸
5	嚥下可能で、むせ・咽頭残留はなく、良好な呼吸

評価	⑧姿勢・耐久性
1	ベッド上で食事の姿勢保持が困難、あるいはベッド上ですべての食事をしている
2	リクライニング車いすで食事の姿勢保持が困難で、かなりの介助が必要
3	介助によりリクライニング車いすで食事の姿勢保持が可能
4	介助により普通型車いすで食事の姿勢保持が可能
5	介助なしで普通の椅子で食事の姿勢保持が可能

評価	⑨食事動作
1	すべての食物を皿から自分の口に運び、咀嚼嚥下する食事動作に相当の介助が必要。自力では食事動作の25%未満しかできない、あるいは経管栄養
2	介助が必要。自力で食事動作の25%以上50%未満を行う
3	一部介助が必要。自力で食事動作の50%以上を行う
4	食事動作に間接的な介助のみ(準備や見守り)が必要で、自立している。(食事時間が長くかかる症例も含める)
5	食事動作が完全に自立している。(自助具を使用する場合も含む)

評価	⑩活動
1	寝たきり，ベッドからの移乗・トイレ・食事・更衣などすべてに介助が必要
2	介助で車いすへの移乗が可能で，ベッドから離れて食事が可能だが，めったに外出はしない
3	介助で車いすへの移乗が可能で，ベッドから離れて食事が可能。さらに介助でよく外出する
4	自力で車いすへの移乗が可能で，ベッドから離れて食事が可能だが，めったに外出はしない
5	自力で車いすへの移乗が可能で，ベッドから離れて食事が可能。1人で外出が可能，あるいは介助でよく外出する

評価	⑪摂食状況レベル
1	人工栄養のみ，もしくは間接嚥下訓練のみ
2	少量の経口摂取は可能(直接嚥下訓練含む)だが，主に人工栄養に依存
3	半分以上が経口摂取で，補助的に人工栄養を使用
4	形態を変えた食事や飲料を経口摂取，人工栄養は使用しない
5	形態を変えずに食事や飲料を経口摂取，人工栄養は使用しない

評価	⑫食物形態
1	口からは何も食べていない
2	ゼリーやムース食を主に食べる または離乳初期食orまとまりペースト，ムース
3	ペースト食を主に食べる または離乳中期食orまとまりマッシュ
4	咀嚼食を主に食べる または離乳後期食or軟菜
5	普通食を主に食べる

評価	⑬栄養
1	栄養状態がとても悪い
2	栄養状態が悪い
3	栄養状態が悪くない
4	栄養状態が良い
5	栄養状態がとても良い

栄養補助診断基準

★ 3カ月の体重減少の有無とBMI で総合評価する。

〔3カ月の体重変化〕

3カ月の体重減少5%以上 0点

3カ月の体重減少3%以上5%未満 1点

3カ月の体重減少3%未満or不明 2点

3カ月の体重減少なし 3点

〔BMI〕

BMI 18.5未満, 不明 0点

BMI 18.5 - 20, BMI 30以上 1点

BMI 20.1 - 29.9 2点

〔総点数〕

評価1：合計0, 1点 栄養状態がとても悪い

評価2：合計2点 栄養状態が悪い

評価3：合計3点 栄養状態が悪くない

評価4：合計4点 栄養状態が良い

評価5：合計5点 栄養状態がとても良い

★小児版注釈：体重変化とBMIで総合評価する（生後3カ月以上18歳未満）

〔体重変化〕

3カ月の体重減少あり 0点

3カ月現在の体重を維持している 1点

3カ月前より体重増加ありor不明 2点

1カ月ごとの体重増加あり 3点

〔BMI（生後3カ月以上）〕

標準値より2以下 0点

標準値より2未満, 不明 1点

標準値か標準値以上 2点

年齢ごとのBMI標準値

3カ月～1歳未満 16～18

1～2歳 15～17

3～5歳 14.5～16.5

6～10歳 15.5～19

11～18歳未満 17.5～23

※ 日本小児内分泌学会提唱のBMIパーセンタイル曲線参照

〔総点数〕

評価1：合計0, 1点 栄養状態がとても悪い

評価2：合計2点 栄養状態が悪い

評価3：合計3点 栄養状態が悪くない

評価4：合計4点 栄養状態が良い

評価5：合計5点 栄養状態がとても良い